No.

省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書

（宛先）京都市長	年　月　日
申告者の住所（法人の場合は、事務所の所在地）	申告者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者名） 電話（　　）　　－
	個人番号又は法人番号
	納税者コード

下記の家屋に係る固定資産税について、京都市市税条例附則第８条第１項の規定による減額を受けたいので、申告します。

家屋	所在地	家屋番号	種類	呼び名、通称等
	区　　町			

建物の用途	□ 住宅用のみ	□ 住宅用と店舗、事務所用					
建物の床面積	階数	住宅部分の床面積		住宅用以外の部分の床面積		共用部分の床面積	
	1階		㎡		㎡		㎡
	2階						
	3階						
	4階						
	5階						
	6階						
	7階						
	8階						
	9階						
	計						

家屋の形態	□ 貸家の用に供している　□ 貸家の用に供していない		
建築年月日	年　月　日	省エネ改修工事完了年月日	年　月　日
省エネ改修工事費用	円		
申告の遅延理由			
添付書類			

注１　□には、該当する項目に✓印を記入してください。
２　表の太線の枠内をご記入ください。
３　区分所有に係る家屋にあっては、１戸当たりの工事費用を記入してください。
４　省エネ改修工事完了年月日から３箇月以内に申告することができなかった場合は、その理由を記入してください(ただし必ずしも遅延が認められるわけではありません)。
５　この申告書に記載した事項についての事実を証する書類（裏面参照）を添付してください。
６　申告に係る固定資産の所有者は、当該住宅の所在地で住民基本台帳等に記録されていることが必要です。

	課長	補佐・係長	担当
決裁			

○添付書類について

省エネ改修に係る減額制度の適用を受ける場合は、省エネ改修工事完了後３箇月以内に納税義務者が本市に申告してください（地方税法附則第１５条の９第１１項）。申告の際、本申告書の他に以下に記載する書類を添付してください。

１　省エネ改修工事後にそれぞれの部位が省エネ基準に適合することになったことを証する証明書（地方税法附則第１５条の９第９項及び第１０項に規定する熱損失防止改修工事に該当する証明書）

２　省エネ改修工事の内容を確認することができる書類

３　補助金等を除いた次の「対象となる省エネ改修工事について」に掲げる省エネ改修工事に係る自己負担額が１住戸当たり６０万円を超えている、または、同工事に係る自己負担額が１住戸当たり５０万超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る費用と合わせて６０万円を超えており、これを支払ったことを確認することができる書類

４　省エネ改修工事の図面

５　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき認定されて、省エネ改修を行った場合はそれを証する書類

○対象となる省エネ改修工事について

１　窓の断熱改修工事

２　窓の断熱改修工事とあわせて行う天井、壁又は床等の断熱改修工事

（上記の工事は、すべて現行の省エネ基準に新たに適合することになる工事であって、外気と接するものの工事に限ります。）